

# 富田林市総合教育会議 会議録

( 令和 7 年度第 1 回 )

令和 7 年 7 月 31 日開催

富田林市

|     |        |                                |        |
|-----|--------|--------------------------------|--------|
| 1   | 開催日時   | 令和7年7月31日（木） 午後3時00分～午後4時25分まで |        |
| 2   | 場所     | 富田林市役所 庁議室                     |        |
| 3   | 出席者    | 市長                             | 吉村 善美  |
|     |        | 教育長                            | 植野 均   |
|     |        | 教育長職務代理者                       | 水本 哲也  |
|     |        | 委員                             | 南 栄子   |
|     |        | 委員                             | 森田 幸介  |
|     |        | 委員                             | 吉田 郁   |
| 事務局 |        | 教育総務部長                         | 辻野 泰之  |
|     |        | 生涯学習部長                         | 尾崎 竜也  |
|     |        | 教育総務部次長兼教育指導室長                 | 山口 敬生  |
|     |        | 生涯学習部次長兼文化財課長                  | 重野 好信  |
|     |        | 教育総務課長                         | 木下 治彦  |
|     |        | 学校給食課長                         | 松葉 邦明  |
|     |        | 生涯学習課長                         | 坂本 篤史  |
|     |        | 生涯学習課付課長                       | 山田 智彦  |
|     |        | 公民館長                           | 大前 靖   |
|     |        | 中央図書館長                         | 山本 一夫  |
|     |        | 金剛図書館長                         | 道籐 秀   |
|     |        | こども政策課長                        | 大堀 雄一郎 |
|     |        | こども政策課長代理                      | 廣谷 美樹  |
|     |        | 教育総務課長代理（書記）                   | 宮西 まゆみ |
| 4   | 公開の有無  | 公開                             |        |
| 5   | 非公開の理由 | —                              |        |
| 6   | 傍聴人数   | 0人                             |        |
| 7   | 所管部署   | 教育総務部教育総務課                     |        |

## 8 議事等の内容

辻野教育総務部長      それでは、ただ今から令和7年度第1回富田林市総合教育会議を開催させていただきます。

本日は公私とも何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます辻野でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

本日の総合教育会議につきましては非公開の案件がございませんので、公開とさせていただきますが、本日傍聴のご希望はございませんでしたので、このまま進行をさせていただきます。

それでは、本日、配布しております資料のご確認をお願いいたします。まず、会議次第、資料1.「第3期富田林市教育大綱（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果及び「第3期富田林市教育大綱（案）」について、資料2.部活動の地域移行（地域展開）について、資料3-1.「富田林市スポーツ推進計画（素案）の進捗状況」について、資料3-2.「富田林市こどもの権利条例」及び「（仮称）富田林市こども計画」の策定の状況について、資料3-3.中学校の修学旅行における平和教育の取り組みについて、本日の出席者の配席表でございます。資料はお揃いでしょうか。

それでは、早速ですが、次第に沿いまして、会議を進めたいと思います。本日の会議次第の2番、吉村市長より、開会のご挨拶をお願いいたします。

吉 村 市 長      富田林市長の吉村 善美でございます。本日は、令和7年度第1回総合教育会議ということで、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。各教育委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しいなか、ご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。また、日頃は本市教育行政に対しまして、ご尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

4月13日に開幕いたしました大阪・関西万博ですが、開幕から4か月近くが経ちました。皆さま行かれましたでしょうか。大阪ウィーク春の陣では、5月9日から11日にかけて川面町のだんじり、市内文化財の紹介展示を行いました。真夏の陣では、先日7月29日に富田林中学校バトン部、河南高校ダンス部がパフォーマンスを行いました。私も現地で教育長とともに拝見しましたが、大変すばらしいパフォーマンスでした。また河内音頭保存会の皆さん方におかれましても、コブクロが歌う万博のテーマソング「この地球の続きを」に合わせて、最大の盆踊りを行い、見事ギネスに登録ということになりました。富田林からも30の方が参加をしていただきました。

また、伝統工芸品に指定されている大阪金剛簾については、杉多製簾の社長さん含めて実演ワークショップを行いました。2時間待ちになるくらい大盛況でありました。富田林について、いろんなところでアピールできたのではないかと思います。

そして秋の陣は9月14日から16日にかけて行われます。本市は16日に近隣6市町村でパフォーマンスアートをを行います。お時間があるようでしたらご覧いただけたらと思います。

他にも、本市では「万博献立」と題し、学校の給食で世界各国の料理を提供しています。新聞でも大きく取り上げてもらいましたが、子どもたちも各国の料理を食べら

れて良かったと思います。特に本市はエジプトとの連携を取っておりまして、エジプトの方々に学校を来ていただいて、歴史を教えていただいたり、一緒に給食を食べて交流をしていただきました。葛城中学校の生徒さんや先生が、浴衣を着て日本文化を紹介してくれ、エジプトの方も本当に喜んでくれまして、これから富田林ともしっかり連携したいと話してくれていました。その後エジプトの方が万博会場でこのことの報告をしてくださいました。

また、小中学生の万博遠足もトラブルなく進んでいると聞いております。子どもたちにとって、世界を身近に感じ、未来社会を主体的に考える良い機会となり、有意義なものであったと思います。

さて、本日は、「第3期富田林市教育大綱（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果及び「第3期富田林市教育大綱（案）」についてと、部活動の地域移行（地域展開）についての2件につきまして議論していただきたいと思います。

「第3期富田林市教育大綱（素案）」に対するパブリックコメントには、11通21件のコメントをいただきました。コメントによる修正を加えました「第3期富田林市教育大綱（素案）」につきまして、皆様のご意見を賜り9月制定をめざしていききたいと考えております。

次に部活動の地域移行（地域展開）につきましては、本市では現在、合同部活動と拠点校方式部活動をモデル実施しているところです。国が示す令和13年度までに地域展開を進めるために「部活動の地域移行検討委員会」を設置し検討を始めました。皆様方にも意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そして、その他の報告として、「富田林市スポーツ推進計画（素案）の進捗状況」について、「富田林市こどもの権利条例」および「（仮称）富田林市こども計画」の策定の状況について、中学校の修学旅行における平和教育の取り組みについての3件のご報告をさせていただきます。

「富田林市こどもの権利条例」および「（仮称）富田林市こども計画」の策定につきましては、保育園・幼稚園・こども園の子どもたち、日本語教室やフリースクール、施設で暮らす子どもたちなどにヒアリングをさせていただき、困っていることや楽しいこと、富田林市で幸せに暮らすためにどんな条例になって欲しいかなど、生の声を聞かせてもらいました。これまでの経過と今後の予定についてご報告申し上げます。

そして認定こども園化計画（素案）の市民説明会を来週から始める予定です。またパブリックコメントの予定をしており、子どもの最善の利益を推進するための計画策定に向けて、取り組んでいこうと思っております。

今日は短い時間ではありますが、皆様方に報告させていただいて、忌憚のないご意見をいただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

まさに教育というのは子どもたちの個性を伸ばす、感性を伸ばすものだと思いますので、子どもたちの教育、生涯教育も含めてしっかりと取り組んでいかなければならないと考えておりますので、皆様方のご意見をいただきますようお願いして、私のご挨拶とさせていただきます。

辻野教育総務部長

どうもありがとうございました。続きまして、次第の3番、本日の案件に進みたいと思います。まず、案件（1）「第3期富田林市教育大綱（素案）」に対するパブリッ

クコメントの実施結果及び「第3期富田林市教育大綱（案）」について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長

教育総務課長の木下です。着座にてご説明させていただきます。それでは、第3期富田林市教育大綱（素案）に対するパブリックコメントの実施結果についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。この度、「第3期富田林市教育大綱（素案）」につきまして、5月7日から6月6日までの1か月間パブリックコメントを実施しました。その内容と市の考え方を取りまとめましたのでご報告いたします。まず、コメントの件数は11通ございました。内容にしますと21件で、教育に関するものが7割、生涯学習に関するものが2割、その他意見が1割の構成比となっています。内容につきましては、資料1に記載していますとおり、今後こうして欲しいというお願いがほとんどでしたので、事務局としましては、今後教育大綱をもとに施策を展開していくうえで参考にしていきたいと考えております。

続きまして、カラー刷りされている資料の方も併せてご覧ください。その内、3番目の『学力保障の中心の担い手になるのは教師です。教師のやりがい、働きがい、そして健康のことが触れられていません。触れるだけでなく、政策化すべきだと考えます。「教師の働き方改革」を記述して下さい。』とのコメントに対しまして、大綱中5ページ目上段、「新しい時代に求められる資質・能力の育成」のなかの赤字で示しています『併せて教員が子どもたちと向き合うことができる働きやすい環境づくりに向けた「教師の働き方改革」を進めます。』を加筆しました。

続きまして、7番目の「戦後80年です。平和な日本、平和な世界であることがとても大切です。ここに平和教育の取り組みの項を記述して下さい。」とのコメントに対しまして、大綱中7ページ目上段、「道徳教育の充実と人間性豊かな子どもの育成」のなかの赤字で示しています「平和を愛し」「大切にしながら」を加筆しました。

以上2件のコメントに対しての加筆修正及び、それ以外のパブリックコメントの内容におきまして、手直しすべき案がございましたら併せてご審議願います。

辻野教育総務部長

ありがとうございます。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

また、ご意見、ご質問をいただいた後に、「第3期富田林市教育大綱（案）」について、再度教育総務課の方から説明をお願いしたいと思います。

ご質問が無いようでしたら進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

木下教育総務課長

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして「第3期富田林市教育大綱（案）」とさせていただきますと考えておりますが、改めましてご審議をお願いいたします。

辻野教育総務部長

それでは、本日お示した「第3期富田林市教育大綱（案）」につきまして、議決させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

辻野教育総務部長

ご賛同いただきありがとうございます。以上をもちまして案件(1)については終了といたします。それでは、続きまして、案件(2)部活動の地域移行（地域展開）について、教育指導室から説明をお願いします。

それでは(2)部活動の地域移行(地域展開)につきまして、ご説明をいたします。まず、「1. 国のこれまでの動きと今後の動き」でございます。国は、将来にわたって生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるために、これまで学校単位で学校部活動として行われてきた活動を、豊かで幅広い活動機会の保障を目的とし、地域全体で関係者が連携して支える活動へと移行、すなわち、部活動の地域展開を推進しております。部活動の地域展開につきましては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととなっております。今後は、さらに令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間として、原則、休日についてはすべての学校部活動において地域展開をめざすと国が示しております。

次に「2. 本市の現状とこれまでの動き」でございます。図1のグラフをご覧ください。本市における平成27年度から令和6年度の10年間の推移、棒グラフの右側黒い方を見ますと、部活動数は100部から86部に減少しており、1校あたりおよそ2部減ったことがわかります。

一方、棒グラフの左側薄い方になりますが、部活動在籍者数は2,683人から1,903人に減少しており、1校あたりおよそ98人減少しております。

このため、1部活動あたりの部員数が少なくなり、大会参加に必要な人数や、活動するために適正な人数の確保ができないといった課題がみられています。また、昨今注目されております教員の働き方改革の観点から、従前同様の部活動顧問を確保することが非常に困難な状況もございます。本市の部活動地域展開に向けたこれまでの動きですが、国が示す部活動地域移行の改革推進期間である令和5年度に「部活動地域移行検討委員会」を設置し、関係部局と連携して議論をすすめているところです。なお、令和7年度5月に国より「部活動の地域移行」から「部活動の地域展開」へと名称を変更することが示されたことにより、今年度より「部活動地域展開検討委員会」と改称しております。

段階的に部活動を地域へと展開するために、まずは令和5年度に複数の中学校の野球部による合同部活動のモデル実施を開始しました。令和6年度には当該合同部活動に部活動指導員を2名配置し、部活動の地域連携を開始しております。令和7年度より生徒の活動機会の保障という観点から、喜志中学校卓球部と金剛中学校サッカー部において拠点校方式部活動を実施、或いは準備をしております。また、ソフトボールに関しましては地域のソフトボールチームへの地域展開を行っております。

最後に「3. 今後の本市の動きと検討課題」でございます。国より示されておりますスケジュールに沿って令和13年度までに休日についてはすべての学校部活動において地域展開の実現をめざします。そのために、平成31年3月策定の「富田林市部活動の在り方に関する方針」について、部活動の地域展開を踏まえた改定を行い、地域展開後に部活動運営業務等を行う運営団体や直接指導を行う実施主体について調査研究し、円滑な地域展開に向けた過渡期の部活動の整理を行ってまいります。また、活動場所や移動手段、受益者負担の考え方や経済的支援といった課題についても部活動の地域展開検討委員会等にて検討を進めてまいります。説明は以上でございます。

せんか。

水本教育長職務代理者

前回の教育委員会会議の折に部活動の地域移行に関して、現状をお聞かせいただきました。先日、小学校の保護者の方とお話をする機会があったのですが、「私の子どもが中学生になった時に部活動はどんなふうになっているのでしょうか」という不安の声を聞かせてもらいました。少子化の中で現に各中学校で部活動の数が減っていて、自分の子どもが希望した部活動ができる状況が残っているのか、また国の方針でもあります地域移行についても不安視されているようでした。今、説明していただいたところで本市の状況をもう少し詳しく聞きたいのですが、府も令和5年に検討委員会を立ち上げて令和6年から実証事業実施市を5市、また新規で5市ということで、今現在、豊中市・箕面市・守口市・大東市・岸和田市、追加で池田市・枚方市・門真市・八尾市・泉大津市の合計10市が、その地域の実情に合わせて地域連携型、或いは企業との連携型など、いろんな形を模索されています。令和6年度から踏み込んでいる市もある中で、本市も令和5年に検討委員会を立ち上げて、合同活動を実施されていますが、令和13年度を目途にするということであれば、かなり具体的なことをやっていかないといけないと思います。前回のお話では、生徒や保護者、将来受益者となる生徒保護者のアンケート、或いは地域団体に対する部活動の地域展開への参加の意向アンケートなどもまだ実施されてはいないのですね。そうなのであれば、もう少しペースを早めていかないといけないと思います。移行期として13年度までは6年半ありますが、一足飛びに地域展開できるわけではなく、段階を踏んだ実施が必要なので、今その辺りをどのように考えているのか聞かせていただきたいと思います。

山口教育総務部次長

お答えいたします。まず、現状の取り組みの部分でございますけれども、今年度に入りまして、会議のペースを上げて、令和13年度の土日の地域展開に間に合うようにということで動きを進めているところでございます。中身といたしましては、本日現在のところで申し上げますと、まずは、この地域展開をするにあたりまして、「富田林市部活動の在り方に関する方針」をきちんと改定していかなければ、方向性が定まりませんので、まずその方向性をきちんと定めた上で、細部に取りかかるということで、この改定業務に現在取りかかっているところでございます。今後につきましては、委員からもご指摘いただきましたように、生徒や保護者の意向をきちんと確認していくことも必要と考えておりますし、また同時に、地域のスポーツ団体、地域におられる指導者の方々について、どういう方々がいらっしゃって、ご協力いただけるのかという辺りにつきましても、早急に調査研究していく必要があると考えておりますので、その方法につきまして、なるべく早く検討を進めていきたいと考えているところでございます。

水本教育長職務代理者

今後方針等をしっかりと考え直すなかで、次の段階へ移っていくということは分かりました。私は中学校で教員、或いは管理職、中体連の府の役員もしてきましたので、中学校部活動については非常に関心のあるところなので聞かせていただいているのですが、その検討のなかで他市の資料も見させてもらっていると、運動部が部活動ととらえられているように感じます。文化芸術面での地域への移行、例えば吹奏楽などの音楽関係、或いは美術関係、書道関係などに興味を持った子どもたちもたくさんいるので、スポーツだけでなく文化芸術の地域への移行についてどのような形で考えて

いるのか、おろそかにならないような形でお願いしたいと思います。それと今後一番危惧するのは、学校の部活動が地域へと移行になった時に、このあとの報告にあります「富田林市スポーツ推進計画」にも関連することですが、子どもたちは中学校で部活動があるからスポーツに親しみ、活動しようとなると思うのですが、このままであれば地域に出て活動する、活動人口が少なくなってしまう可能性はないのだろうか、子どもたちのスポーツ活動や文化的な活動の衰退に繋がっていかないかということです。ですから、しっかり受け皿を考える必要があるのではまいかと不安を覚えるところです。だから、本当に地域の受け皿になるような団体の方たちに、どれだけ積極的にその子どもたちの活動・育ちに関わっていただけるのかというあたりをしっかりと考えていかないといけないと思います。ただ単に地域の方たちに「やっていただける人はいますか」と聞くだけでなく、教育委員会では生涯学習課が地域団体さんと繋がりがあられるわけですね。そういう中で、地域の方たちの積極的な関わりの機運を高めていっていただきたいと思います。そうでないと、学校にあるからクラブに入っていたのが、習い事のような学校の外での活動になるわけですので、ハードルが高くなるような気がします。

南 委 員

もう一つは移動時間の問題が気になります。土日は地域移行して、どこかの拠点に行くのは比較的行きやすいと思うのですが、今後、平日も地域移行していくとなったときに、学校から拠点に行く移動時間がどれぐらいの時間だったら許されるのか、授業が終わって30分もかかって行っていたら、少しの時間しか活動できないということもあるので、どこに拠点を持っていくのかや、1ヶ所でいいのかなど課題があると思います。

山口教育総務部次長

平日の活動につきまして、ご意見ありがとうございます。ご指摘のように、平日学校の授業が終わった後に、拠点となるところを行って、もしくは合同となるところ行って活動するという部分につきまして、時間の制約や移動手段の部分でも制約が出てくるというのは、今検討会議の中でも出ている課題でございます。そういったあたりもきちんと整理していく必要があると十分認識しているところでございます。まずは13年度からの土日というところで今は先行して動いているところですが、並行して委員にご指摘いただきました平日の活動につきまして、できるだけ子どもたちに負担のないような、また安全にできるような形で検討を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

辻野教育総務部長

他に何かご意見、ご質問はございませんか。

植 野 教 育 長

今いろいろとご意見をお聞かせいただいて、これは教育委員会全体の課題だと考えています。今までは部活といえば、学校の先生にお願いして進んできたのですが、子どもたちが地域へ帰って地域の中で生活している中で、当面土日に関しては、こんな活動があるからどんどん来てくださいというところを作っていくといけないということになります。生涯学習、スポーツや文化もそうですし、それから公民館の講座やクラブ活動など、土日の活動であれば小中学生がきても一緒にやってあげますというような団体もあるかもわからないですね。今まで生涯学習も含めて、富田林の中で様々な活動、文化活動、スポーツ活動、芸術活動をしている方々にお願いをして力を借りながら、小中学生が地域の中で様々な体験活動をすることを保障していく、

地域で子どもたちを育んでいく、そういう必要があると思いますので、ぜひこれは教育委員会全体で、自分たちの課の中で、係の中で、何ができるのか、どういう資源があって、どういう働きかけをすればその方々に協力してもらえるのかを検討して欲しいと思います。まず、長期に渡って検討してもらっています地域移行の検討委員会の中で、それぞれが主体的に自分たちにできることを出し合いながら富田林の子どもたちのために何ができるかというところを具体的に形にしていって欲しいと思います。

吉 村 市 長

貴重なご意見ありがとうございます。私は土曜日・日曜日にいろんな地域のスポーツ活動や文化活動などの行事に行くのですが、不安の声も聞きます。地域の中にも「私たちは学校に協力できます」と言ってくれる方がたくさんいるんですよ。市は文化芸術振興ビジョンを作りましたが、策定の過程で文化団体も子どもたちがシャワーを浴びるように様々な体験をしてほしい、そのためには自分たちがいろんなところに出かけたいが、どのようにしたらいいのかというような話を聞かせていただきました。また今、本市はスポーツ推進計画を作っています。2年かけてやっていて、いろんな方に意見を聞かせていただいています。スポーツこそ平和的創造だというような話が出てきたりして、すごく良い計画になると思っています。いろんな方の話を聞きながら計画作っている、このときがチャンスだと思いますので、令和13年度をめざしてやるのですが、こういう機運が出てきているときに連携していかないといけないと思います。スポーツも文化芸術も富田林にはそういう素地がたくさんあります。昨日、市民の方との意見交換会あったのですが、「市にあれしてほしい、これしてほしいではなく、自分たちがこの富田林のために何ができるかを僕たちは考えています」とのご意見をいただき、ものすごく感動しました。そういう市民の方がたくさんいてくださいますので、その方たちとどう繋がっていくか、それは教育委員会、また市長部局も関わらないといけないと感じています。そういう意味では、市民協働という観点も非常に大事だと思うので、子どもたちのために可能性を追求していきたいと思います。

辻野教育総務部長

他にいかがでしょうか。

森 田 委 員

学校の部活動であれば、子どもが学校の授業を受ける延長線上で、自分の意志で、これやりたいなという部活動を自由を選べるのがメリットだと思います。地域移行は必要かと思うのですが、学校と切り離されるような流れになると、やりたいことを選ぶのに子どもの意思が反映されにくい環境ができてしまう恐れや、或いは保護者の意見がさらに強く出てしまうことがあるのではないかとというのが心配です。また、音楽関係などでは、学校で楽器を貸してもらってできるので比較的ハードルは低いと思いますが、それが地域展開となった時に、ある程度の費用が発生したりすると、それがハードルになって、部活動をできなくなってしまう子どもが増えないかということもあるので、少なくとも窓口としての学校の中で、子どもたちの意思で選択して、主体はもちろん地域の方々にお手伝いいただくことになるかと思いますが、表現が難しいですが、あくまで学校の活動の延長線上であるとしておいてもらえたら、子どもたちの希望が反映されるかなと思います。すでにそういう流れであればもちろん安心なのですが、子どもたちが学校の中で「これやりたい」ということを選択できる環境を整えていただきたいと思います。

辻野教育総務部長

貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

この件につきましては、引き続き進めて参りたいと思いますので、今後もご意見をいただけたらと思います。

ありがとうございました。それでは、資料2につきましては以上で終了となります。

それでは、案件(3)その他の報告にうつります。まず、案件3-1.「富田林市スポーツ推進計画(素案)の進捗状況」について、生涯学習課から説明をお願いします。

山田生涯学習課付課長

それでは、生涯学習課からは、昨年度より取り組んでいます富田林市スポーツ推進計画(素案)の進捗状況について、ご説明いたします。スポーツ推進計画の策定におきましては、大阪大谷大学のスポーツ健康学科教授と准教授の方を会長、副会長とし、スポーツの関係団体を代表する方や市民の方などを委員とした富田林市スポーツ推進計画策定委員会を設置し、昨年12月に第1回の開催、今年の1月から2月にかけてのアンケート調査の実施、そのアンケート調査の結果を受けて5月と7月に第2回、第3回の策定委員会を開催し、策定を進めているところです。現在、策定中の計画ですので、本日は富田林市スポーツ推進計画の『計画策定の趣旨』、『計画の位置づけ』、『基本理念』、計画の骨格となる『基本目標と施策の方向性』についての説明になります。

それでは、初めに計画の趣旨についてです。2025年、我が国は戦後80年を迎えました。終戦直後の混乱期、人々が疲弊している中で、スポーツは希望や活力を与える源でした。その後、経済的な豊かさとともに、スポーツは一部の選手だけのものではなく、国民全体の余暇活動として定着してきました。そして現在、スポーツは、単なる身体活動ではなく、楽しさや達成感を追及する文化活動としても捉えられ、多様な楽しみ方が生まれる一方で、共生社会の実現や健康等の促進に寄与する平和創造機能を持つものとしても広く認識されるようになっていきます。このようにスポーツの機能が多様化する中、本市の市民の方々のスポーツに関する意識やスポーツ施設の利用状況等から、スポーツを取り巻く現状を把握するとともに、課題や問題点を分析し、国及び大阪府の計画を参酌した、本市の実情に即したスポーツに関する施策についての基本的な方針や、効果的・効率的に推進するための具体的な方策を示すために本計画を策定するものです。

次に、計画の位置づけについてです。本計画は、スポーツ基本法第10条(地方スポーツ推進計画)の規定に基づく計画であり、本市の最上位計画である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」や、『富田林市教育大綱』、また各分野の関連する計画との調和や整合を図り策定するものです。なお、この計画で言うところのスポーツとは、競技のために行うものだけではなく、健康づくりのためのウォーキングや軽い体操、キャンプ・ハイキングなどのレクリエーションスポーツやアウトドアスポーツ、介護予防のためのトレーニング、徒歩での移動やエレベータなどを使用せず階段を積極的に利用するなど意識的に行う運動など、様々な形で自発的に楽しむ身体活動全般を幅広く『スポーツ』と捉えています。

続いて基本理念についてです。計画の全体的な方針となる基本理念は『誰もがスポーツを楽しみ みんながつながり 健康で笑顔あふれるまち 富田林』としました。

「誰もが」には、性別や年齢、国籍、障がいの有無、経済・地域事情等によって、ス

ポーツの取り組みに差が生じない社会をめざすという意味を含めています。また、『楽しみ』や『笑顔』には、「楽しさ」や「喜び」（笑顔）といったスポーツそのものが有する価値を高める。「つながり」は、スポーツを通じて人々が交流する、地域のスポーツ関係団体等との連携を深めていく。「健康」には、単に病気や虚弱がないという状態ではなく、身体的、精神的、社会的にも満たされた状態であることを意味しています。

最後に基本目標と施策の方向性についてです。アンケート結果を受けて6つの課題が明らかになりました、それらの課題の解決に繋がるように4つの基本目標を設定しています。課題に対する基本目標、それにつながる施策の方向性という形で説明していきます。子どもの体力低下とスポーツ離れや、多忙な働き盛り世代・子育て世代に向けた取り組みという課題がございました。これらの課題に対応するよう『ライフステージに応じたスポーツする機会の創出』を基本目標1といたしました。この基本目標につながる施策の方向性は、1. 子どものスポーツの推進、2. 働き盛り・子育て世代のスポーツの推進、3. 高齢者のスポーツの推進を掲げています。次に、パラスポーツを通じた共生社会実現に向けた取り組みという課題がございました。この課題に対応するよう『スポーツを通じた共生社会の実現』を基本目標2といたしました。この基本目標につながる施策の方向性は、1. パラスポーツの推進、2. 生涯スポーツの普及促進、3. スポーツによる交流の推進を掲げています。また、スポーツ環境の充実や情報発信という課題がございました。これら課題に対応するよう「地域でスポーツを楽しむ環境づくり」を基本目標3といたしました。この基本目標につながる施策の方向性は、1. 気軽にスポーツを楽しめる環境の整備、2. スポーツ情報の充実、3. 地域のスポーツ関係団体との連携強化を掲げています。さらに、スポーツを支える担い手の確保という課題もございました。この課題に対応するよう、「スポーツによる人とまちの活性化」を基本目標4といたしました。この基本目標につながる施策の方向性は、1. 地域のスポーツをささえる人材の育成と活躍推進、2. スポーツによる地域活性化を掲げています。なお、各施策の方向性につながる具体的施策につきましては、時間の都合上、説明を省略させていただきますが、現在この具体的施策について、項目ごとに文案を作り、それぞれの施策に繋がっていく具体的な市の事業を精査している段階です。今後は関係団体や障がいをお持ちの方へのヒアリングを行い、11月の策定委員会において計画案を提示する予定としています。そして策定委員会において承認をいただければ、12月頃にパブリックコメントを行い、2月の策定委員会において計画の最終案をお示しする予定としています。この計画が本市のスポーツに関する施策の指針となるよう、取り組んでいきたいと考えております。富田林市スポーツ推進計画の進捗状況についての説明は以上でございます。

辻野教育総務部長

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

水本委員

今の説明を聞かせていただく中で、先ほどの部活動の地域展開の中のスポーツと地域との関わりが、スポーツ推進計画に大きく影響することだなと思いながら聞かせていただきました。ぜひ、この推進計画の充実を図る中で、中学校の活動の地域展開の方も合わせるような形で、地域への浸透を図っていただきたいと思います。

- 山田生涯学習課付課長      ご意見ありがとうございます。クラブ活動の地域移行もそうなのですが、担い手がないというところが大きな課題となっております。そういった課題を指導室とも協力して乗り越えていきたいと考えております。
- 水 本 委 員      うまくいけば、中学生が地域へ出て活動するというのが、将来の地域スポーツの担い手を育成するということになってくるので、地域の方の関心も地域スポーツの育成のためにも、今こういう取り組みをしていくのだという意識を広く持っていただければありがたいと思います。今までの学校のスポーツ活動と地域スポーツがどれだけ関わっていたのかというと、中学や高校を卒業後や大人になってから地域で活動するという人がいましたが、この先、学校のクラブ活動ではなく今度は地域へ出て活動するわけですから、子どもたちが育つことによって地域スポーツが活性化していく、よりその地域での活動の意識が強くなるというふうに思います。
- 山田生涯学習課付課長      ご意見ありがとうございます。どうしても競技ごとに差ができてしまうかなと思いますが、まずはできる競技から考えていきたいと思っております。
- 辻野教育総務部長  
南 委 員      ありがとうございます。他にございますか。  
今から仕事に戻らないといけないので退席させていただくのですが、次の「富田林市こどもの権利条例」についての意見を伝えさせていただきたいと思います。条例が具体的にどういう文章で、どう定められるか分かっていないのですが、権利を守るためには必ず義務が発生すると思うのです。こどもの権利条例とはこどもの権利を守りましょうということで、その権利を守るために誰が義務を果たすのかということ、大人だったり行政だったりすると思うのですが、こどもも守らないといけない義務があるのだということを、ぜひ盛り込んでもらいたいと思います。例えば、意見を発信する権利があるとすれば、人の意見を聞く義務があるとか、仲間外れにされない権利があるとすれば、仲間外れにしない義務があるというように、権利を主張するためには自分が義務を果たさなければならないということを、ぜひ盛り込んで欲しいと思っています。
- 辻野教育総務部長      ありがとうございます。このあと担当課から説明してもらいますが、貴重なご意見として承っておきます。
- 吉 村 市 長      いわゆる中学生のスポーツ活動、文化活動というのは、もうすでにサッカーとか野球とか民間の方がやっていたらいいので、どう地域移行していくかということが一つある。あと、単純な疑問なのですが、例えば府立高校のクラブ活動との、例えば中学校のクラブがその連携があるのでしょうか。
- 山口教育総務部次長      府立高校の部活動と、富田林市立中学校にある部活動の連携や交流では、例えば運動部であれば練習試合というような名目で行かせていただいて高校生に教えていただくことがございます。また、文化部であっても、例えば吹奏楽で楽器の吹き方を教えてもらったり一緒に合奏・合唱するというのもございますが、定期的におこなっているというわけではございません。
- 辻野教育総務部長      他にございますか。ありがとうございました。それでは、資料 3-1 につきましては以上で終了となります。  
続いて、案件 3-2.「富田林市こどもの権利条例」の策定の状況について、こども政策課から説明をお願いします。

こども未来部こども政策課の大堀です。どうぞよろしくお願いします。

資料は右肩 3-2、タイトル「富田林市こどもの権利条例」および「（仮称）富田林市こども計画」の策定の状況についてというテーマになります。一部抜粋しながら読み上げます。1. 経緯です。本市においては、「富田林版こどもまんなか」施策のひとつとして、令和 7 年度末を目標に 2 ヶ年かけて、「富田林市こどもの権利条例」の制定を進めております。令和 6 年度は、こどもや大人、こども関係団体等の意見収集と参画を図り、令和 7 年度はその意見を反映し条例制定及びこども計画の策定につなげます。条例制定にあたっては、「こどもの権利救済機関」の設置をはじめ、制定後の具体的な施策の実践を前提とし、条例案への反映を行うよう今検討しているところです。

次に 2. 令和 6 年度の実施内容（こどもの権利条例関係）です。こちらすべて完了している事業なのですが、この後、別紙 1、各種報告書の概要を使って幾つか紹介いたします。

続きまして 3. 令和 7 年度の実施予定です。（1）こどもの権利条例制定作業についてです。令和 7 年度は、令和 6 年度中に収集した意見等をもとに条例を作成する期間とし、下記のような取り組みを実施していきます。①こどもの権利に関する条例検討委員会。②条例骨子案の作成。今この骨子案がほぼできつつあるという状況にあります。③ワークショップです。「こどもの権利条例、いっしょに作ってみたい会」という事業を始めました。別紙 2 と書いたカラー刷りの募集チラシを参考に添付してありますので見ていただければと思います。内容は、小学校 4 年生から高校 3 年生を対象に約 10 名の参加で、ワークショップを通じて、その条例の前文の理念みたいなのところなのですが、これをこどもたちが一緒に考えて、発表及び条例への反映につなげるというものです。本日の午前中に第 2 回を開催しており、今すでにスタートしている状況です。元の説明資料にお戻りください。④若者会議や小学生・生徒会サミットとの連携。こどもの権利をテーマに、こういったサミットでも扱っていただいています。⑤教職員の方々向けの研修というのもこれから実施していきます。職員の方で今動画を作っているところです。⑥条例素案の作成。⑦こども意見募集。素案に対してこどもの意見を募集します。あとパブリックコメントやシンポジウム、広報ツールを作成したり等を踏まえまして、令和 8 年 3 月に議会への条例案の上程を予定しています。次のページお進みください。（2）こども計画策定です。こども基本法において策定が努力義務化された計画で、こどもに関する施策を総合的に推進するため、各自自治体が策定する計画になります。本市においては、「こどもの権利条例」を理念として位置付け、「第 3 期富田林市こども・子育て支援事業計画」令和 6 年度に策定済みのものですが、こちらを再編し若者計画や少子化対策の要素を加筆する内容で策定を予定しています。作業としては①こども・子育て会議の運用、②若者・少子化関連アンケート調査、これは本日発送して実施をしているところです。③計画素案作成、④パブリックコメント、⑤計画策定ということで、こちらも令和 8 年 3 月の策定を予定しています。

別紙③、こどもに関する計画等整理表というのがございます。こちらカラー刷りの A4 横サイズの紙です。右肩に別紙 3 とあります。こちら縦に 4 つの構成になって

いますが、右から2つ目が、これからするこども計画の大まかな構成になっています。頭に本市こどもの権利条例を理念として掲げて、その下にこども計画がぶら下がるようなイメージです。右の青色の第3期こども・子育て支援事業計画はすでに策定済みのもので、この内容をそのまま踏襲しつつ、一番下の方に新と書かれたものが2つございますが、こども・若者計画の要素、さらには少子化対策に関する計画の要素、こういったものを加筆していく形でまとめ上げるという計画になります。

元の説明資料の方にお戻りください。真ん中に参考として、子ども・子育て会議及び条例検討委員会関連図という矢印の図を載せています。2つの会議が進んでいる状況です。令和5・6年で、第3期子ども・子育て支援事業計画、ここを子ども・子育て会議で検討していただいて策定をしたところ、令和6・7年度でこどもの権利条例制定を今取り組んでいます。富田林市こどもの権利条例検討委員会という組織がございます。さらに令和7年度にこども計画策定、これは最初の子ども・子育て会議にさらに若者委員が2名加わった状態で、今、会議が進んでいるところであります。

最後です。4番、条例制定後の事業検討です。以下の事業（機関）について、条例への位置づけを含め、企画・検討を進めている最中です。（1）こどもの権利救済機関の設置。権利侵害等の案件について、弁護士等の専門委員がこどもの相談窓口として対応し、救済（解決）までを支援する機関の設置を検討しています。他市ではオンブズマン制度などと呼ばれたりしています。（2）こどもの参加、意見表明機会の確保です。権利条例の検証を含めた、市の施策・事業等について、こどもが参加、意見表明をする機会の仕組みや方策を何らかの形でできないかと検討しているところです。

これまでの取り組み内容と今後の予定はこのようなものなのですが、最後に右肩に別紙①とつけています各種報告書の概要をご覧ください。昨年度こどもの権利条例の関係で、いろんなアンケートやワークショップをした結果を概要として持ってきております。抜粋してご紹介いたします。1枚めくっていただきまして、関係団体等アンケートとございます。実施した結果が上段にあって、調査の視点があって、下の大きな四角の中に調査結果のポイントをまとめています。団体のアンケートをして、次のページの関係団体とヒアリングでは、さらに深掘りする目的で団体とのヒアリングを行いました。要約してお伝えですが、大きく意見があったポイントとしましては、様々な背景のある団体が、横で連携するための場づくり・機会づくりが、今後もっと必要だなという意見、或いは困ったことあればどこに相談していいかわからないという声、高校生を含めて「はざま」にあるこどもへの支援が行き届かない、そういった声が多かったです。次のページをご覧ください。こどもアンケートというタイトルです。対象は小学校低学年・高学年・中高生までになります。調査結果のポイントの頭の白い丸をご覧ください。こどもの権利の認知度でございます。小学校低学年が24.5%、小学校高学年が48.3%、中高生が30.2%です。特に高学年以降は学年が上がるにつれて認知度が低下するという傾向が見えました。さらに1つ飛ばして3つ目の丸、相談に関する課題です。中高生の9.5%は相談できる人はいないという回答となっており、こちらの特徴が出ています。次のページを見ていただきますと、市民アンケートとございます。こちらは18歳以上の市民にとったアンケートの結果です。これもポイントの1つ目の丸をご覧ください。こどもの権利の認知度です。こどもにも

聞いた認知度を大人にも聞いています。市民の認知度は24.8%にとどまり、子どもより低い結果になりました。先ほどのこどもアンケートと大人アンケートの両方を見ますと、やはりこのこどもの権利、こどもたちへの普及も必要ですし、それを支援していく大人たちにも、もっともっと広げていかないといけないということが大きな課題の1つとなっております。今まさに条例の文章を作っているところ、誰にどういう権利があってどういう義務にするかというところは語尾も含めて、今まさに協議をしているところになります。ページ1枚めくってもらいまして、令和6年度こどもワークショップをしました。これも結果は省略いたしますが、次のページにチラシや写真等でその様子を掲載しています。さらに1枚進んでください。多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングというタイトルです。これは実施対象を見ていただきますと、フリースクール・特別支援学校（知的障がいのあるこども）、日本語教室（海外につながるのあるこども）、児童養護施設（社会的養護のもとに暮らすこども）、こういった施設にも職員が出向きまして、様々なお声を聞くという作業をしてきました。次のページです。こども園、幼稚園、保育園のこどもへのヒアリングということで、富田林市内にある、この3つの園の代表園に職員が行って、「富田林がどんな町だったらいいな」など、非常に簡単なテーマなのですが、多くのこどもたちの思いを聞かせてもらったという状況になります。こういった取り組み結果を踏まえまして、今まさに委員の皆さんと市の方で条例づくりを進めているという状況であります。説明は以上です。

辻野教育総務部長

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

吉 田 委 員

丁寧なご説明ありがとうございました。よく分かりました。こどもアンケートについてですが、小学校低学年・高学年・中高生と定義したということで、回答方法はWEBまたは紙によるとなっています。こどもたちはこれをアンケートとして回答したと思うのですが、こどもの権利は5.6項目あったかと思うのですが、それを具体的に理解して、そして、このアンケートはなぜするかということもわかって回答していたのでしょうか。

大堀こども政策課長

はい、ありがとうございます。実際にこどもたちの様子を見たわけではないので、理解してもらっていますとは言いきれないところなのですが、委員がおっしゃるとおり、事前に主旨を知ってもらいたかったための取り組みとしまして、なぜ今こういうことを富田林がしているかということが分かるVTRを職員が作って、学校の先生方にも見てもらい、市立小中学校で学校の先生から、いわゆるこどもの権利とはこういうもので、こういうことに今富田林は取り組んでいるのでみんなの声を聞かせてくださいという紹介のもとにアンケートをしていただいたという経緯でございますので、一定理解をしてもらって実施しているという状況です。

吉 田 委 員

ありがとうございました。私は大学の方で保育者養成授業をしています。そこで、こども基本法ができたということで、学生にこども家庭庁が作った動画と概要を見せながら授業し、そのあと試験をしました。こども基本法は、誰と誰のための法律かと質問しました。回答は、こどもと保護者、こどもと先生と書かれていました。授業では自分たちも入っているんだよ、あなたたち若者のためでもあるんだよと何度も言っ

ていたのに、学生にとったら自分のことではなかった。保育者になろうという学生ですので、こどものためのものというふうにはとらえたと思うのですが、これが自分たちのものでもあるという意識がかなり低かったと感じられました。一般的な若者も多分その程度の認識でないかと思います。そういう意味で言えば、今回、子ども・子育て会議に若者会議から新しく2名方が参加して充実させておられる。そこで、いろいろな方の意見を聞いて、そしてそれを生かしていくということはとても良いことだと思います。こどもの権利はこどもも幸せ、大人も幸せ、若者も幸せ、みんなが幸せになるためのものであるはずです。若者自身が未来あるこの富田林市でこどもを産んで育てていく、そしてこどもを育てていくにはとても良い市だなと実感するためでもあるかなと思っております。ですので、若者もそうですがこどもたち自身も分かる、現在、分からないのであれば理解できる方法で説明をしてやる必要があると思います。このように立派なものを作ったら、そのまま冊子で置いておかなくて、こどもたちが、富田林市が僕達のためにこんなふうを考えてくれているんだなということが分かるようにしてもらいたいと思います。

大堀こども政策課長  
水本教育長職務代理者

ご意見ありがとうございます。

どうもご説明ありがとうございました。市民アンケートのところで、こどもの権利の認知度の状況のところで、市民の認知度が24.8%とこどもより低い。これは非常に意外な結果だと思いました。やはり各保幼小中保護者に、認知をしっかりとってもらうことでこの数字は上がると思います。それと、次の2つ下のところの「権利の認知度とこどもの意見を大事にしようとする意識の関係」、これも面白い数字ですね。権利の認知度が高ければ、こどもの意見を大事に扱っているという方が多い。認知度が低ければ、こどもの意見を大事に扱っている率が低いとなっていますので、数字に表れていると感じました。また条例制定後の事業検討のところですが、こういう条例を作った後、こどもの権利救済機関を設置して、どのように運用していくのが大事だと思いますので、しっかりと設置についても考えていただきたいと思います。

大堀こども政策課長  
辻野教育総務部長

承知しました。ご意見ありがとうございます。

ありがとうございました。他にご意見、ご質問はございませんか。

それでは、資料3-2につきましては以上で終了となります。

最後に、案件3-3. 中学校の修学旅行における平和教育の取り組みについて、教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

続いて資料3-3 令和7年度中学校の修学旅行における平和教育の取り組みについてご報告いたします。

今年は戦後80年の節目を迎える年であり、本市として改めて平和の尊さを確認する年であると考えております。市内の各中学校におきましては、これまで学習指導要領に基づき、修学旅行等での学習を柱に系統的に平和学習を進めてきておりますことから、今年度、市として、戦後を生きた語りべのお話をベースにひとり芝居を演じられている方を学校に招聘するなどして、学校の平和教育を後押ししているというところでございます。

それではお配りしております資料をご覧ください。

まず、第一中学校ですが、今年度は事前に校区の小学生と一緒に折った折り鶴を携

え、6/15～17 に長崎方面へ修学旅行に行きました。現地では被爆者の方からのお話を聞き、原爆資料館での調べ学習のほか、爆心地公園や山里小学校等をめぐるフィールドワークを行いました。3 年生は 8/18 の登校日に修学旅行で学んだことを報告します。その時に 1.2 年生もそれぞれ学年で学んだ平和学習についての報告を行います。また、2 年生は 11/14 にピースおおさかへ校外学習にでかける予定です。

次に第二中学校ですが、3 年生が 5/15～17 に沖縄方面へ修学旅行に行きました。現地の聞き取り等で学んだことを 7/7 の全校集会で報告会を行いました。子どもたちの感想としては「お話を聴いて悲しさや苦しさ、怒りを感じました。改めてすべての人の平和を願う気持ちになりました。」というものがありました。その上で、7/16 に谷ノ上氏を招いてひとり芝居を鑑賞し、平和への学びを深めました。また、人権・市民協働課の事業として、平和の絵本作りにも取り組む予定をしております。

次に第三中学校ですが、5/2 に全学年で谷ノ上氏のひとり芝居を鑑賞し、感想を谷ノ上氏にお送りしております。その上で、5/25～27 に沖縄方面へ修学旅行に行き、ガマの中での聞き取りを行いました。また、6/23 の朝に沖縄慰霊の日であることを学び、6/24 に追悼式で行われた、詩の朗読を全校で聴き、感想を書く時間をとりました。

次に金剛中学校ですが、5/7 に谷ノ上氏のひとり芝居を鑑賞しました。一人ひとりが感じたことを感想にまとめ、谷ノ上氏に送付しております。その上で、6/9～11 に沖縄方面へ修学旅行に行きました。8/6 の平和登校日は朝 8:15 頃から広島平和記念式典を全校で視聴し、その後修学旅行報告会を行います。1.2 年生が 3 年生の報告から平和について学ぶ機会を設ける予定をしております。

次に葛城中学校ですが、6/8～6/10 に沖縄方面へ修学旅行に行きました。学んだ内容をまとめた上で、7/7 に校区の高辺台小学校へ中学生が訪問し、報告会を行いました。また、7/18 の終業式におきましても修学旅行報告会を行いました。生徒の感想には、「ガマでお話を聴いて、暗闇の中で過ごすということが自分には想像できなかったがよくわかった。」や、「今の生活が当たり前ではないことを知った」などがありました。11/15 の土曜参観の日に谷ノ上氏をお招きし、全校生徒に加え保護者も一緒に平和について考える機会を設けます。また 1.2 年については別に大阪空襲や戦時中の生活、沖縄についても学ぶ機会を設けます。

次に喜志中学校ですが、事前にタブレット端末を使って沖縄のこと、平和のことについて詳しく学習し、平和を願う折り鶴を折った上で 6/1～3 に沖縄方面へ修学旅行に行きました。7/9 の全校平和集会で修学旅行の報告会を行うとともに、7/18 には地域にお住いの梅本氏から、満州引揚げの話など戦時中のお話を直接聞く機会を設けました。また、1,2 年生でも「海外紛争を考える」をテーマに調べ学習を行っていく予定をしています。

次に藤陽中学校ですが、8/6 の平和登校日に広島平和記念式典を視聴し、平和宣言を聴きます。また昨年度、人権・市民協働課の依頼で作成した平和の絵本について、生徒会が読み聞かせを行います。来年度の修学旅行で沖縄方面に行くことから、事前学習として 3 学期に 2 年生が沖縄について学ぶ予定をしており、その一環として 2/25 に谷ノ上氏のひとり芝居鑑賞を設定しております。

最後に彩和学園明治池中学校ですが、小学 5 年生に中学生から折り鶴を一緒に折ろ

うと呼びかけ作成した千羽鶴を携え、6/11～13 に沖縄方面へ修学旅行に行きました。帰校後の 6/23 沖縄慰霊の日に全校集会を行い、平和学習の報告を行うとともに 3 年生からの呼びかけで全校で黙とうを行いました。また毎年 8/6 の平和登校日をすばるホールで行っており、今年は修学旅行報告会として 3 年生が沖縄で行った平和セレモニーを再現することになっております。その後谷ノ上氏のひとり芝居公演を行います。この会には希望する同じ彩和学園小金台小の親子も招待するとともに、市の教職員人権教育研修にも位置付けております。

その他人権・市民協働課の折り鶴の取り組みにも市内全校で協力しております。以上で報告を終わります。

辻野教育総務部長

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

吉 村 市 長

今年戦後 80 年ということで、富田林全体としてどのようなことをしていくのかということは非常に大事だと思っていて、いろんな形で取り組みをしておりますが、これまで広島だけでした親子平和の旅を長崎にも行うこととしました。たくさん応募していただきました中から 2 家庭が決まりました。昨日、折り鶴をお渡ししたのですが、小中学生も制作に協力してくれて 4000 羽をお預けしました。広島と長崎に届けてください。それから、人権・市民協働課がやっている事業で、「思いをつなぐ」ということで、中学生が戦争体験者等からお話を聞いて絵本にするということをしています。8 中学校それぞれ書いてもらうように考えています。

辻野教育総務部長

ありがとうございました。他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、資料 3-3 につきましては以上で終了となります。

その他、何か報告等ございませんか。

本日の議事は、すべて終了となりました。長時間の会議、ありがとうございました。これをもちまして、令和 7 年度第 1 回 富田林市総合教育会議を終了させていただきます。